⑩　代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係において関連のある者が、他の応募グループの代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。

⑪　上記⑦、⑩において、「資本関係又は人的関係において関連のある者」について、詳細は入札説明書による。

⑵　応募者共通の参加資格要件　代表企業及び構成企業並びに協力企業は、次の①から⑧までの要件を満たさなければならない。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　ＰＦＩ法第９条の規定に該当しない者であること。

③　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤　競争資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に、沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年８月６日付け総会計第642号）に基づく指名停止を受けていないこと。また、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年８月５日付け建設省厚契発第33号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑥　本事業に係るアドバイザリー業務に携わった株式会社ニュージェック、御堂筋法律事務所あるいはこれらの者と資本関係又は人的関係においての関連のある者でないこと。

⑦　有識者委員会の委員及び委員以外の者で有識者委員会において出席及び意見を求められた者が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係においての関連のある者でないこと。

⑧　上記⑥及び⑦において、「資本関係又は人的関係においての関連のある者」の詳細は上記⑴⑪に同じ。

⑶　設計企業の参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１⑸に掲げる設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）は、次の①から④までの要件を満たさなければならない。ただし、設計業務に係る調整業務のみを実施する者はこの限りでなく、次の②又は事業監理業務※の実績を有する者若しくは２⑷に掲げる工事企業の競争参加資格要件②を満足する者であれば良いものとする。

※詳細は入札説明書による。

①　沖縄総合事務局における令和５・６年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている、又は申請中であること。なお、開札の時までに、上記一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていなければならない。

②　次のいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等※、地方公共団体※、地方公社※、公益法人※又は大規模な土木工事を行う公益民間企業※が発注した業務で、平成25年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務としての実績は含まない）とする。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応により業務の一時中止等を行ったことにより完了しない業務については評価の対象とする。当該業務の一時中止措置を執られたことが分かる資料を参考として添付すること。

※詳細は入札説明書による。

㋐　道路における電線共同溝詳細設計

㋑　道路における情報ボックス詳細設計

※共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上であること。

③　次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。

㋐　管理技術者は次に掲げるいずれかの資格を有すること。

ａ　技術士（総合技術監理部門：建設―道路）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

ｂ　技術士（建設部門：道路）で平成12年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている者。

ｃ　技術士（建設部門：道路）で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には、７年以上の実務経験を有し、かつ本業務に該当する部門（技術士制度における技術部門で建設部門）に４年以上従事している者。

ｄ　国土交通省登録技術者資格（施設分野：道路―業務：計画・調査・設計）

ｅ　土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）

※上記ｄの国土交通省登録技術者資格とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質に資する技術者資格登録規定（平成26年11月28日国土交通省告示1107号）第二条２項により国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。

㋑　次のいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成25年度以降公示日までに完了し、引渡済みの業務（再委託による業務及び照査技術者としての実績は含まない）とする。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応により業務の一時中止等を行ったことにより完了しない業務については評価の対象とする。当該業務の一時中止措置を執られたことが分かる資料を参考として添付すること。

ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。職務上従事した立場は管理（主任）技術者又は担当技術者とする。

また、上記の期間に、産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する休業）及び介護休業（同条第２号に規定する休業）（以下単に「休業」という。）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間（以下「評価対象期間」という。）を延長することができるものとし、この場合においては、休業を取得したことを証明する書類を添付する。

ａ　道路における電線共同溝詳細設計

ｂ　道路における情報ボックス詳細設計

㋒　外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）又は国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書等を提出することができるが、この場合、参加表明書等提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名されるためには競争参加資格確認結果の通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。参加表明書等の提案内容に記載した配置予定技術者の配置ができなくなった場合は、第二次審査資料の提出前においては、以降の手続きに参加をしないもしくは直ちに入札の辞退を行うこと。また、落札者決定までの期間においては、直ちにその旨を３⑴の担当部局に通知すること。万一これらの行為を行わずに入札した者に対しては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

㋓　設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（参加表明書等の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

④　上記②、③㋑の実績として挙げた業務成績評定点が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平